

「コミットメント制度」について

コミットメント制度の概要

- 「コミットメント制度」とは、受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定
- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

◆労務費に関する基準(抄)

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」という)を

標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、

契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

コミットメント条項の内容（建設工事標準請負契約約款）

- 建設工事標準請負契約約款(公共・民間(甲・乙)・下請全て)にコミットメント条項を追加
発注者・元請間については公共約款もしくは民間(甲・乙)約款において、元請・一次下請間以降の下請については下請約款において規定
- コミットメント条項の内容
 - ・適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと
 - ・労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること
 - ・コミットメント条項の導入範囲について(選択条項)
 - ・賃金及び労務費支払いに関する情報開示の規定

技能者への賃金支払に関する情報開示に当たっては、適正な賃金を支払った旨の誓約書を、下請事業者への労務費支払いに関する情報開示に当たっては、下請契約書の該当部分の写しを提出することを想定
- コミットメント条項の導入範囲:コミットメント条項を導入する場合、契約当事者が任意で選べる選択条項の形で規定
労務費の行き渡りの観点からAを基本としつつ、Bも選択可能とすることにより導入可能な範囲での活用を推奨
 - A:導入範囲を契約当事者間に限定せず、予め一次下請以降の段階まで含めてコミットメント条項の導入を約するケース
 - B:導入範囲を契約当事者間に限定し、下請間の契約については個別にコミットメント条項の導入を判断するケース

発注者・元請間の契約における条項(A)(B)の選択制について

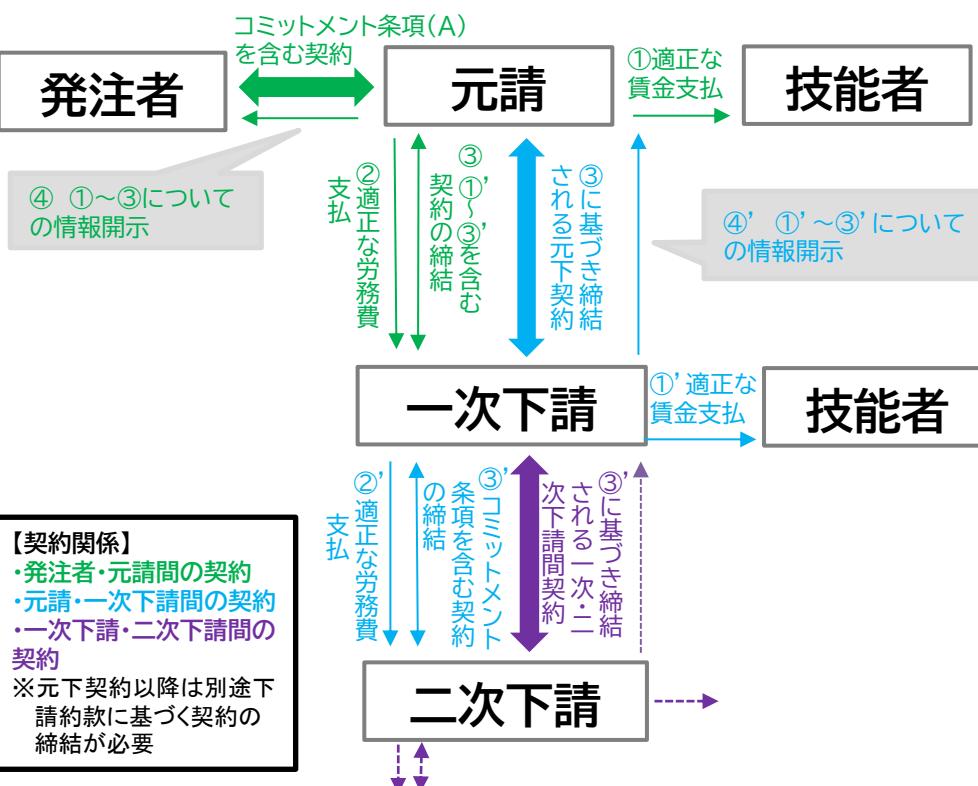
(A)一次下請以降の段階までコミットメント条項の導入を約する

●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払
- ③元下間での以下①'～④'を含む契約の締結

①' 一次下請による技能者への適正な賃金支払
 ②' 一次下請から二次下請に対する適正な労務費支払
 ③' 一次・二次下請間でのコミットメント条項を含む契約締結
 ④' ①'～③'についての情報開示
 ※元請は①'～④'の行動を約する者を一次下請とすることについて発注者に対して約束

④ ①～③についての情報開示

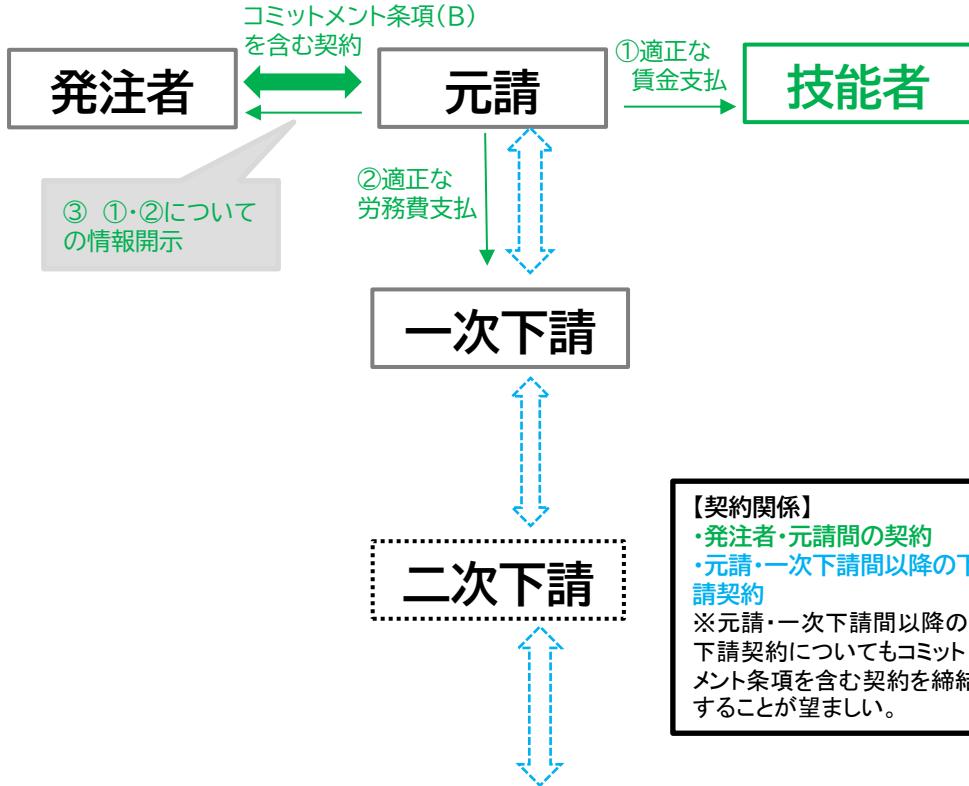


(B)契約当事者間に限定しコミットメント条項を導入

●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払

③ ①及び②についての情報開示



【参考】改正後の規定：公共約款(条文(A)(B))

(適正な労務費の確保等)

第三条の二（A） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとすること。
- 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

- イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
- ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。
- ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。
- ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面
- 三 前項第三号の契約を締結したことに関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第三条の二（B） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求める能够である。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第三条の二は（A）又は（B）を使用し、使用しない場合は削除する。